

道路法施行令改正に伴う改定について（お知らせ）

本町では、道路法施行令の一部改正に伴い、下記のとおり道路占用に係る占用料単価及び公共物・都市公園使用に係る使用料単価を改定することになりました。

なお、改定後の単価につきましては、令和８年４月１日から適用いたします。

新旧対照表（一部抜粋）

占用物件の種類等		単位	占用料（単位：円）	
			現行	改定後
第一種電柱		1 本/年	430	530
第二種電柱			670	810
第三種電柱			900	1,100
第一種電話柱			390	470
第二種電話柱			620	750
第三種電話柱			850	1,000
その他の柱類			39	47
共架電線その他上空に設ける線類		1 m/年	4	5
地下に設ける電線その他の線類			2	3
路上に設ける変圧器		1 個/年	380	460
変圧塔及び公衆電話所		1 個/年	780	940
広告塔		表示面積 1 m ² /年	590	580
その他のもの（小型無線基地局など）		占用面積 1 m ² /年	780	940
外径が 0.07m未満		1 m/年	16	20
外径が 0.07m以上 0.1m未満			23	28
外径が 0.1m以上 0.15m未満			35	42
外径が 0.15m以上 0.2m未満			47	56
外径が 0.2m以上 0.3 未満			70	85
外径が 0.3m以上 0.4m未満			93	110
外径が 0.4m以上 0.7m未満			160	200
外径が 0.7m以上 1 m未満			230	280
外径が 1 m以上			470	560
看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積 1 m ² /年	59	58
	その他のもの	表示面積 1 m ² /年	590	580
標識、旗竿（案内板）		1 本/年	620	750
工事用施設（仮囲い、足場など）		占用面積 1 m ² /月	59	58